

令和5年度文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業に係る  
文化体験プログラムモデル構築業務  
実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県文化振興会（以下「振興会」という。）が実施する、文化資源を活用した沖縄観光の魅力アップ支援事業に係る文化体験プログラムモデル構築業務に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 振興会は、沖縄観光における文化体験プログラムモデルを構築するため、活動機会を求める文化団体等と観光関連事業者とのマッチング、およびその活動を支援すると共に、観光客の沖縄の芸能に対する認知度を高めるための、文化体験等の取り組みを行い、本県の文化の振興および沖縄観光の誘客を図ることを目的とする。

(登録)

第3条 振興会は、この事業を実施するため、この事業と緊密に連携できる文化団体等を募集し、登録するものとする。

2 登録の対象となる文化団体等は、沖縄県を活動拠点とする団体、若しくは、沖縄県に在住・在学している18歳以上の者であり、次に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 代表者、所在地が明確であること。
- (2) 舞踊・三線・エイサー等、沖縄の伝統芸能の分野において専門的な知識や技術若しくは一定の実績があること、又は資格を有すること。また実演のみならず、沖縄の芸能に初めて接する方や、馴染みが薄い方を対象に沖縄の芸能の概要や特徴、見どころ等を初心者にも分かりやすく解説できること。
- (3) 旅行社およびMICE主催団体、宿泊施設等の要望に合わせたプログラム提案等、派遣先と連携した文化体験プログラムを実施し、かつ積極的な連携が図れること。

3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は、登録の対象外とする。

- ア 地方公共団体および地方公共団体を構成員とする実行委員会
- イ 学校の文化サークル
- ウ 政治団体、宗教団体等及びそれらに関係している団体
- エ 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められる場合
- オ その他、振興会が登録するものとして適当でないと認められる場合

(登録団体の選定)

第4条 事業の適正な運営を図るため、振興会に登録団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置き、登録団体の選定を行うものとする。

(登録申請)

第5条 登録を希望する文化団体等（以下「申込者」という。）は、登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）および申請に関わる必要書類を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、審査によって採択された文化団体等（以下「登録者」という。）の申込書の記載内容および登録者の同意を得ている情報について、それを公開し、広く発信するものとする。

3 登録期間は年度単位とし、第7条第1項に定める申出が無い限り、自動更新するものとする。

(登録情報の変更等)

第6条 登録者は、登録情報に変更が生じたときは、速やかに変更登録書(様式2号)を提出し、振興会に届けるものとする。ただし軽微な変更に関してはこの限りでない。

2 振興会は、前項の規定により登録者から変更の届出を受けたときは、速やかに登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録者は、登録を抹消する必要があるときは、登録抹消申出書(様式第3号)により行うものとする。

2 登録期間は、登録者から抹消の申出があった日までとする。

3 前項に規定するもののほか、振興会は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められた場合
- (2) 正当な理由なく、派遣を依頼しようとする者からの要求に応じず、又は遂行しなかった場合
- (3) 第3条第2項に該当しなくなった場合
- (4) 第3条第3項に掲げる各号のいずれかに該当した場合
- (5) 登録者の解散など活動実態がないと認められる場合
- (6) 当事業が終了した場合
- (7) その他、振興会が抹消することが適当であると認めた場合

4 振興会は、第1項又は第3項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であった者に通知するものとする。

(登録情報の周知および派遣先の掘り起こし)

第8条 振興会は、派遣相談窓口を設置し登録者の情報を広く発信するとともに、派遣先の掘り起こしおよびマッチング支援を行うものとする。

(登録者の派遣)

第9条 派遣を依頼しようとする者(以下「依頼者」という。)は、登録団体派遣申請書(様式第4号)を、当該プログラム実施日の3週間前までに振興会に提出する。振興会は、実施日と事業内容を考慮の上、登録者の派遣を行うものとする。

2 派遣の実施に関する事項については、振興会および登録者、依頼者の間で協議を行うものとする。

(依頼の条件)

第10条 依頼者は、登録者の派遣申請にあたっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 会場および登録者の控室、駐車場等を準備すること。
  - (2) 当該プログラム参加者の規模は、原則として10人以上で計画すること。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策に万全を期すこと。
  - (4) 登録者および当該プログラムの参加者の安全を確保すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該プログラムの円滑な実施に必要な取り組みを行うこと。
- 2 次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合は、派遣の対象外とする。
- ア 特定の政治上の主義等に関連する場合

イ 事業効果に持続性及び発展性のいずれもが欠けると認められる場合

ウ 国、振興会他の支援制度により、当該プログラム実施にあたり依頼者が複数の助成を受けている場合

エ 前号に関連して、振興会が依頼者に対して複数の助成を受けていないことを証明する書類等の提出を求めたときに、これを拒んだ場合

オ アからエまでに掲げるもののほか、派遣を行う上で、不相当であると認められる場合

#### (派遣費の一部負担と謝金)

第 11 条 依頼者の取り組みが、当該プログラム実施以降においても登録者との持続的な取り組み及び連携が見込まれる場合には、振興会は登録者への謝金を負担するものとする。但し、予算の状況によっては、この限りではない。

2 前項の謝金の算定方法については、別表 1 によるものとし、振興会は依頼者の年度内初回の実施分についてのみ支払い、2 回目以降の実施に関しては、依頼者が支払うものとする。

3 登録者の派遣人数は 1 回あたり原則として 4 人程度を目安とし、登録者の拘束時間は 1 回あたり原則 3 時間までとする。ただし、当該プログラムを実施するうえで、派遣人数が 4 人を超える場合や、3 時間を超える事由および必要性が生じる場合は、この限りではない。1 回あたりの派遣が 3 時間を超えるときは、超過時間分の謝金算定および支払いに関して、原則として、登録者と依頼者の間で協議するものとする。

#### (派遣先の制限)

第 12 条 派遣先は沖縄県内に限る。

#### (実施報告)

第 13 条 依頼者は、当該プログラム実施終了日の翌日から起算して 5 日以内に実施報告書（様式第 5 号）を振興会に提出するものとする。

#### (派遣実施期間)

第 14 条 事業の実施期間は、登録日から令和 6 年の 3 月下旬までとし、具体的なスケジュールについては、振興会が毎年度、別に定めるものとする。

#### (実施の留意事項)

第 15 条 当該プログラム実施時の留意事項については、次のとおりとする。

(1) 当該プログラムは、原則として参加費を無料とする。ただし、その取り組みに関して必要な経費（「原材料費等」）に充てる目的で、参加費を徴収することは可とする。

(2) 派遣に付随する経費（事前打ち合わせ、交通費等）は、原則として、登録者の負担とする。

(3) 当該プログラムの実施に際し、必要な書類等については、別に定めるものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第 16 条 登録者の個人情報については、この要綱に定める目的以外に利用しないものとする。

#### (免責事項)

第 17 条 振興会は、依頼内容によっては登録団体の派遣依頼を受けられない場合がある。

2 交通手段等の事情により、予定通りに到着できない場合、振興会は善後策を速やかに依頼者と協議するものとする。

- 3 地震・台風等の自然災害、交通機関の途絶、感染症、疫病、伝染病、その他不可抗力により、予定通り登録者の派遣ができない場合、若しくは、実施日の変更が必要な場合、振興会は速やかに依頼者と協議するものとする。
- 4 前項の協議の結果、登録者を派遣ができない場合があっても、振興会は責任を負わないものとする。
- 5 当該プログラム実施に当たって、事故や不測の事態により損害等が生じたときは、依頼者及び登録者の双方で解決するものとする。
- 6 振興会は、当該プログラム実施に関して生じた不利益又は損害に対し、いかなる責任を負わず、また、一切の損害を賠償する義務がないものとする。

(その他)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、振興会が別に定める。

- 2 本事業は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものである。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、事業が実施されない可能性があるほか、事業内容について変更することがある。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 26 日から施行する。

別表 1

登録者への謝金は、次の区分により支払う

区 分	単価 (時間)	備 考
登録者謝金	5,000 円	・ 1 回の派遣で 3 時間までを基本とし (単価 5,000 円×3 時間)、1 回あたり 3 時間を超えるときは、登録者と依頼者の間で協議するものとする。 ・ 1 時間に満たない場合、30 分以上は 1 時間とみなし支払うものとする。